

## 別記様式第2号（その1の1）

(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

## 基 本 計 画 書

基 本 計 画											
事 項		記 入 欄									
計 画 の 区 分		別科の設置									
フ リ ガ ナ 設 置 者	ガ ッコウホウジン チンゼイガクイン 学校法人 鎮西学院										
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称	チンゼイガクインダイガク 鎮西学院大学										
大 学 本 部 の 位 置	長崎県諫早市西栄田町1212番地1										
大 学 の 目 的	鎮西学院大学はキリスト教の信仰から生まれる価値観を基礎とし、倫理性の高い、優れた教養と専門的知識・技術を有する国際的に有為な社会人を育成し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。										
新 設 学 部 等 の 目 的	鎮西学院大学の目的を実現するため、留学生別科を置き、本学又は日本国内の高等教育機関での学修に必要な日本語運用能力を育成する。										
新 設 学 部 等 の 概 要	新 設 学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所 在 地			
		年	人	年次人	人	年月第 年次	令和5年4月 -	長崎県大村市本町458-2 ブラットおむら6階			
新 設 学 部 等 の 概 要	留学生日本語別科	1	80	-	80	-	令和6年4月				
	計										
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		令和3年4月大学名称変更 長崎ウェスレян大学 → 鎮西学院大学 令和6年4月学部・学科名称変更予定 現代社会学部→総合社会学部 外国语学科→ 多文化コミュニケーション学科									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数					
		講義	演習	実験・実習	計						
教育課程	留学生日本語別科	15 科目	- 科目	1 科目	16 科目	26 単位					
教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称			専任教員等				兼 任 教 員 等			
	留学生日本語別科			教授	准教授	講師	助教	計 助手			
教 員 組 織 の 概 要	新 分 設	留学生日本語別科			- (-)	- (-)	- (-)	3人 (3)	3人 (3)	- (-)	10人 (10)
		計			- (-)	- (-)	- (-)	3人 (3)	3人 (3)	- (-)	10人 (10)
教 員 組 織 の 概 要	既 設	現代社会学部									
		社会福祉学科			9人 (9)	2人 (2)	2人 (2)	- (-)	13人 (13)	- (-)	27人 (27)
教 員 組 織 の 概 要	分	経済政策学科			8人 (8)	2人 (2)	2人 (2)	- (-)	12人 (12)	- (-)	16人 (16)
		外国语学科			3人 (3)	3人 (3)	4人 (4)	- (-)	10人 (10)	- (-)	14人 (14)
教 員 組 織 の 概 要	合	計			20 (20)	7 (7)	8 (8)	- (-)	35 (35)	- (-)	57人 (57)
		合 計			20人 (20)	7人 (7)	8人 (8)	3人 (3)	39人 (38)	- (-)	67人 (67)
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計				
	事 務 職 員		26人 (26)		1人 (1)		27人 (27)				
教員以外の職員の概要	技 術 職 員		2 (2)		- (-)		2 (2)				
	図 書 館 専 門 職 員		2 (2)		- (-)		2 (2)				
教員以外の職員の概要	そ の 他 の 職 員		- (-)		- (-)		- (-)				
	計		32 (32)		1 (1)		33 (33)				
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用				
	校 舍 敷 地		16,684m <sup>2</sup>		-		16,684m <sup>2</sup>				
校 地 等	運 動 場 用 地		4,984m <sup>2</sup>		-		4,984m <sup>2</sup>				
	小 計		21,668m <sup>2</sup>		-		21,668m <sup>2</sup>				
校 地 等	そ の 他		m <sup>2</sup>		-		0m <sup>2</sup>				
	合 計		21,668m <sup>2</sup>		-		21,668m <sup>2</sup>				



## 別記様式第2号（その2の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要													
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置				
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手
日本語I	日本語総合I	前・後		10		○	○					3	
	作文I	前・後		1		○	○					3	
	会話I	前・後		1		○	○					3	
	小計(3科目)	—	0	12	0	—						3	
日本語II	日本語総合II	前・後	10			○	○					3	
	作文II	前・後	1			○	○					3	
	会話II	前・後	1			○	○					3	
	小計(3科目)	—	12	0	0	—						3	
日本語III	日本語総合III	前・後	10			○	○					3	
	作文III	前・後	1			○	○					3	
	会話III	前・後	1			○	○					3	
	小計(3科目)	—	12	0	0	—						3	
日本語IV	日本語総合IV	前・後	10			○	○					3	
	作文IV	前・後	1			○	○					3	
	会話IV	前・後	1			○	○					3	
	小計(3科目)	—	12	0	0	—						3	
共通科目	日本事情	前・後	1			○	○						
	留学試験（総合科目）	前・後		1		○	○						
	英語	前・後		1		○	○						
	体育	前・後		1				○					
小計(4科目)		—	1	3	0	—							
合計(16科目)			—	37	15	0	—					3	
学位又は称号	-		学位又は学科の分野				-						
卒業要件及び履修方法						授業期間等							
春季入学コース（修業期間1年間）：上記科目区分のうち「日本語II」「日本語III」「共通科目」の必修科目26単位以上を修得。						1学年の学期区分	2期						
秋季入学コース（修業期間1年6か月）：上記科目区分のうち「日本語II」「日本語III」「日本語IV」「共通科目」の必修科目37単位以上を修得。						1学期の授業期間	35週						
						1时限の授業時間	90分						

# 鎮西学院大学 留学生日本語別科に関する規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、鎮西学院大学(以下「本学」という。)学則第6条第6項に基づき留学生日本語別科(以下「別科」という。)に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 別科は、本学又は他の日本の大学の学部、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程(以下「学部等」という。)での学修に必要な日本語運用能力を育成することを目的とする。

(位置)

第3条 別科は、鎮西学院大学大村サテライトキャンパス(長崎県大村市長崎県大村市本町458番地2 プラットおおむら 6階)に置く。

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(収容定員・修業年限)

第4条 別科の収容定員は80人とする。

2 修業年限は、春季入学コースは1年間、秋季入学コースは1年6か月とし、いずれのコースも、在学年数は2年を超えることができない。

(学年・学期及び休業日)

第5条 学年・学期及び休業日は、本学学則に準拠する。

(一年間の授業期間)

第6条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週とすることを原則とする。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、学長が定める。

## 第3章 教育課程、単位の授与、成績評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 別科の教育課程の編成、授業の方法及び単位の計算方法は、本学学則に準拠する。

2 別科の授業科目及び単位数等は、別表1の通りとする。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績評価)

第10条 成績の評価は 100 点満点とし、AA(100 点～90 点)、A(89 点～80 点)、B(79 点～70 点)、C(69 点～60 点)、D(59 点以下)の評語をもって表し、A、B 及び C を合格とする。

(教職員組織等)

第11条 教員には、別科専務教員及び本学の教授、准教授、専任講師及び助教を充てる。

- 2 前項のほかに必要に応じて他の教員を置くことができる。
- 3 別科に、別科長、教務主任、生活指導担当者、コース担任を置き、それぞれ専務教員のうちから学長が任命する。
- 4 別科長は、学長の命を受け、別科の運営に関する連絡調整を行う。
- 5 教務主任は、別科の教育課程の編成及び他の教員の研修の企画等について中心となって担当する。
- 6 コース担任は、コース所属学生の生活指導及び進路指導にあたる。
- 7 別科学生の在籍管理等の事務を行うため、留学生別科事務室を置く。

(別科委員会)

第12条 別科には別科委員会を置き、第 11 条第 1 項の別科専務教員及び学長が指名する別科兼任の教員をもって組織する。

- 2 別科委員会の委員長は、別科長がこれに当たり委員会を招集しその議長となる。
- 3 別科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項についての決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。
  - (1) 別科生の入学及び卒業に係る事項
  - (2) 別科教育課程に係る事項
  - (3) 別科生の修学指導及び試験に係る事項
  - (4) 別科生の厚生補導及び賞罰に関する事項
  - (5) その他、上記各号に準じる事項

## 第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本学への入学資格は、次の条件のいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育又はそれに準じる課程を修了している者
- (2) 年齢が 18 歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第14条 別科への入学は、年 2 回とし、その時期は、4 月又は 10 月とする。

#### (入学手続き)

第15条 別科への入学手続きは、次の通りとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 22 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して別に定めるところにより選考を行い、選考による合格者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。
- (3) 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
- (4) 学長は、前号の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- (5) 前号の規定により入学を許可された者が、入学を辞退しようとする場合は、大学の定める期日までに申し出なければならない。

#### (休学・復学)

第16条 疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は別科委員会の議を経て、当該学生に休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は 1 年を超えることができない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

#### (退学)

第17条 退学しようとするものは、別に定めるところにより学長の許可を受けなければならない。

#### (除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、別科委員会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第 4 条第 2 項の規定により定められた在学年限を超えた者
- (2) 休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料等の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

#### (修了の認定)

第19条 学長は、教育課程で定められた各授業科目について、一定の評価を受けた者に対して、当該科目の修了を認定する。

- 2 別科に 1 年以上在学し、所定の課程を修了した者については、別科委員会の議を経て、学長が、修了証書を授与する。
- 3 修了の時期は、3 月又は 9 月とする。

(表彰)

第20条 学長は、表彰に値する行為があつた学生を、別科委員会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第21条 学長は、学生としての本分に反する行為をした者に対して、別科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第 5 章 授業料等納付金

(授業料等の金額、納入及び返還)

第22条 別科の入学検定料、入学料、授業料、教育充実費及びその他の費用の納入額及び納入の時期等は別表 2 のとおりとする。

- 2 休学を認められた学生の休学中の各学期(入学時の前期を除く)の学納金(授業料及び教育充実費)は全額免除とする。ただし休学手数料として各学期 5,000 円を徴収する。
- 3 学期途中で退学する者の当該学期分の学費等は、これを徴収する。
- 4 既に納入した授業料等の納付金は、原則として返還しない。ただし、大学の定める期日までに入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く学費等を返還する。
- 5 入学年次の前期に第 13 条により休学を認められた学生の学納金は全額徴収する。また、第 13 条により大学が定める期日以降に学期途中で休学を認められた学生の当該学期分の学費等は、返還しない。

## 第 6 章 雜則

(聴講生)

第23条 別科の科目中 1 科目若しくは複数の科目の聴講を希望する者があるときは、相当の学力があると認められた者に限り、別科委員会の意見を聴いて学期前に、学長がこれを許可することができる。

2 聴講生の受け入れに必要な事項は別に定める。

(学生寮)

第24条 学生寮に関する事項は別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(大学施設の利用)

第26条 本学の図書館、語学情報センター及び体育館等の運動施設は、別科の学生も利用することができる。

(情報公開)

第27条 別科における教育活動については、次に掲げる事項をはじめ、本学ホームページ等により積極的な情報公開に努めるものとする。

- (1) 入学者の数、収容定員、在籍する学生の数及び修了した者の数並びに修了者の進路の状況
- (2) 修了要件及び修了認定の基準

(改廃・細則)

第28条 この規程の改正及び施行についての細則は、大学運営委員会の議を経て、学長が別に定める。

附則

この規程は、2023(令和 5)年 4 月 1 日より施行する。

別表1 留学生日本語別科 教育課程

科目区分	授業科目の名称	開講時期	単位数			授業形態			備 考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
日本語Ⅰ	日本語総合Ⅰ	前・後		10		○	○		履修要件：日本語能力試験レベルN5以上N4未満相当の日本語能力
	作文Ⅰ	前・後		1		○	○		
	会話Ⅰ	前・後		1		○	○		
	小計(3科目)	—		12					
日本語Ⅱ	日本語総合Ⅱ	前・後	10			○	○		履修要件：日本語能力試験レベルN4以上N3未満相当の日本語能力
	作文Ⅱ	前・後	1			○	○		
	会話Ⅱ	前・後	1			○	○		
	小計(3科目)	—	12						
日本語Ⅲ	日本語総合Ⅲ	前・後	10			○	○		履修要件：日本語能力試験レベルN4以上N3未満相当の日本語能力
	作文Ⅲ	前・後	1			○	○		
	会話Ⅲ	前・後	1			○	○		
	小計(3科目)	—	12						
日本語Ⅳ	日本語総合Ⅳ	前・後	10			○	○		履修要件：日本語能力試験レベルN3以上N2未満相当の日本語能力
	作文Ⅳ	前・後	1			○	○		
	会話Ⅳ	前・後	1			○	○		
	小計(3科目)	—	12						
共通科目	日本事情	前・後	1			○	○		○
	留学試験(総合科目)	前・後		1		○	○		
	英語	前・後		1		○	○		
	体育	前・後		1					
小計(4科目)		—	1	3					
合計(16科目)			37	15					

## 修了要件

- ① 春季入学コース生は、1年以上在学し、上記の科目区分のうち、「日本語Ⅲ」「日本語Ⅳ」「共通科目」の必修科目 25 単位以上を取得すること。
- ② 秋季入学コース生は、1年6か月以上在学し、上記の科目区分のうち、「日本語Ⅱ」「日本語Ⅲ」「日本語Ⅳ」「共通科目」の必修科目 37 単位以上を取得すること。

別表 2 留学生日本語別科 授業料等納付金

	春季入学コース	秋季入学コース	納入時期
入学検定料	25,000 円		出願時
入学金	100,000 円		入学時
授業料	500,000 円	750,000 円	
教育充実費	50,000 円	75,000 円	
教材費	20,000 円	30,000 円	

備考:

各コースの修業期間を超えて在学する場合、各学期が始まる前に、下表の学納金を納入すること。

授業料	250,000 円
教育充実費	25,000 円
教材費	10,000 円